

応急手当普及員を対象とした ブラッシュアップ・フォローアップ研修制度に参加してみませんか？

- ・応急手当普及員として認定されたが、指導するのがとても不安・・・
- ・応急手当普及員に認定されてから、指導する機会が無かった・・・
- ・上司から応急手当講習の開催を指示されたが、講習開催に自信が無い・・・

この研修制度は、このような不安をお持ちの応急手当普及員の方が、応急手当に関する知識の更新や指導技術の維持・向上を目的として講習に参加することで、必要なスキルを学ぶ場を提供するものです。

1 研修参加対象者

さいたま市消防局認定の応急手当普及員

2 研修として参加できる講習

消防局が主催し消防局施設で開催する次の講習です。

普通救命講習Ⅰ、普通救命講習Ⅲ、上級救命講習、救命入門コース、実技救命講習

※ 開催日程は、さいたま市ホームページをご覧ください

3 ご希望の研修参加のタイプが選べます

- (1) 参加 公募で参加する市民の方とともに受講者として参加します。
自身の応急手当に関する知識・技術の再確認を行うとともに、
受講者としての視点で講習のポイントや指導手法・技法の習得を目指します。
- (2) 見学 講習開催のノウハウや進め方、指導方法等を見学で習得します。
職員に対し、応急手当に関する疑問や講習開催に関する事の質問もできます。
途中退席も可能です。
- (3) 体験指導 職員と共に受講者を実際に指導します。
職員から指導に関するアドバイスや指導ポイントを受けられます。

4 申し込み方法

消防局救急課普及係あてに電話でお申込みください。その際、次についてお伝えください。

- (1) 応急手当普及員番号とお名前
- (2) 研修希望日と講習種別
- (3) 研修参加の希望タイプ

5 注意事項など

- (1) 服装等
 - ・実技に適したものとしてください
 - ・会場室内は上履きにはき替えてください
 - ・女性の方は、口紅を落としてください
- (2) 持ち物
 - ・応急手当普及員証、筆記用具、昼食（上級の場合のみ）
 - ・上履き（靴底のきれいな、かかとのあるスニーカーなど）
- (3) 交通手段
 - ・公共機関を利用してください
 - ・交通費は支給されません
- (4) その他
 - ・応急手当普及員としてふさわしくない態度、言動等は控えてください
 - ・職員の指示に従わない場合は、中止することもあります
 - ・講習開催に関する質疑等は、休憩時間等に行なってください
 - ・研修参加回数は、研修のタイプごと、年度各2回（最大6回まで）です

お問い合わせ・申し込みはこちら
さいたま市消防局警防部 救急課普及係
☎ 048-833-7921